

八王子市青少年問題協議会 提言書

～八王子市青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する提言～

平成 19 年 2 月
八王子市青少年問題協議会

はじめに

最近、日本の中学生・高校生の喫煙率・飲酒率は低下していますが、依然として喫煙や飲酒をしている青少年が少なくありません。八王子市においても、喫煙・飲酒による補導が合わせて年間約 800 件で、補導件数の約 3 割を占めています。

青少年による喫煙・飲酒・薬物乱用のような不良行為は、重大な非行につながる入口になる行為であり、そこにいたる前の早い段階で非行の進行を防止することが重要です。また、将来の健康被害につながるという面でも青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止を図ることが必要です。

青少年問題協議会では、関係する団体・組織の委員が集まり、青少年の健全育成について情報交換や総合的な施策の審議を行っています。平成 17 年度は「青少年の喫煙防止の取組み」について協議しました。平成 18 年度は、青少年の健康を守る対策をより幅広く検討するため「青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止」について協議を行いました。

このたび青少年問題協議会は、これまでの議論をとりまとめ、「青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止」に関する 6 つの重点項目を提言します。この提言をふまえて、八王子の家庭・学校・地域・行政機関が具体的な取組みを行い、青少年の非行防止や健康維持に寄与することを願います。

【6 つの重点項目】

1. 家庭や地域での教育、意識の向上
2. 早期からの継続的な防止教育
3. 大人のマナーアップ
4. 地域による青少年の見守り
5. 青少年のたばこ・酒類・薬物の入手防止
6. 喫煙、飲酒、薬物乱用からの脱却の支援

【重点項目 1】家庭や地域での教育、意識の向上

青少年の非行防止には、家庭の役割が最も重要である。深夜はいかいなど生活の乱れが喫煙などの非行につながるので、家庭できちんとした生活習慣を身に付けられるようにする。家庭での話し合いを大切にして、子どもの状況を把握する。

保護者や地域の人、講習会や啓発資料を活用して、知識を深め、意識を高める。また、地域行事などの機会を利用して、地域の人々に対して幅広く啓発活動を行う。

(主な取り組み内容)

家庭できちんとした生活習慣を身に付けられるようにする。

家庭での話し合いを行い、子どもの状況を把握する。

薬物乱用防止教室の公開や大人向けの講習会の実施をとおして、保護者や地域の人々の知識・意識を向上させる。

地域行事などの機会を利用して、啓発活動を行う。

【重点項目 2】早期からの継続的な防止教育

喫煙・飲酒の習慣が低年齢化しており、早期から継続的な防止教育を行う必要がある。教育内容を充実し、健康への害や胎児・乳幼児への影響など医療面からの指導を十分に行う必要がある。また、各学校の状況に合わせて、受動喫煙、美容・運動能力への影響、社会の禁煙・分煙の流れなど幅広い知識を身に付けさせる。

知識の習得に加え、子どもが自ら学び、自ら考える機会を提供し、薬物の誘惑を断る方法・勇気を身に付けることが大切である。

(主な取り組み内容)

小学校、中学校、高校で、それぞれの年代に合わせた継続的な防止教育を実施する。

専門的な知識やノウハウを持つ保健・医療機関や警察、地域団体と連携して教育を行う。

各学校の状況に応じて、医療面の知識に加えて、幅広い内容の教育を行う。

幼稚園や保育園では、幼児に合った方法でたばこや薬物の害の恐ろしさを教える。

【重点項目 3】大人のマナーアップ

歩きたばこやポイ捨てなど大人がマナー違反をしていては、青少年の非行行為の防止はできない。青少年の規範意識を向上するため、大人がマナーを守って行動する。また、受動喫煙の害や喫煙への興味を引くことに配慮し、子どもがいる場所ではできる限り喫煙をしないように心がける。

(主な取り組み内容)

「八王子市路上喫煙の防止に関する条例」を推進し、歩きたばこや禁止地区内での路上喫煙の防止を徹底する。

喫煙マナーアップキャンペーンの実施。

子どもがいる場所での喫煙防止を推進する。

【重点項目 4】地域による青少年の見守り

未成年の喫煙や飲酒は禁止されているが、公園や路上でたばこを吸っている青少年を見かけることは少なくない。非行行為をしている青少年に対して見て見ぬふりをせずに、声かけを行うなど適切に対処する。普段からあいさつや声かけをして関係づくりを行い、地域全体の目で青少年を見守っていく必要がある。

若者に注意した人が暴力をふるわれる事件が起きるなど、青少年の非行行為を注意するのが難しい状況にあるため、地域での対応が困難なケースの連絡窓口や対処方法を明確にする。

(主な取組み内容)

警察や地域の人によるパトロールの実施。

普段からのあいさつ、声かけによる青少年との関係づくり。

対応が困難なケースの連絡窓口や対処方法を明確にする。

【重点項目 5】青少年のたばこ・酒類・薬物の入手防止

未成年へのたばこや酒類の販売は規制されているが、自動販売機などから簡単に入手できる実態である。未成年が入手できないように、自動販売機の設置場所の配慮や年齢確認機能の導入を事業者働きかける。対面販売時や酒類を提供する飲食店での年齢確認を徹底する。家庭でのたばこ・酒類の保管等の取り扱いについても十分に注意する。

麻薬、覚せい剤等の薬物については、情報収集や関係機関への情報提供に努める。

(主な取組み内容)

たばこ・酒類の対面販売時の身分証明書による年齢確認を徹底する。

自動販売機の設置場所の配慮や年齢確認機能の導入を事業者働きかける。

家庭でのたばこ・酒類の保管等の取り扱いに注意する。

【重点項目 6】喫煙、飲酒、薬物乱用からの脱却の支援

喫煙・飲酒・薬物乱用は依存性である場合が多く、常習化してしまった青少年が本人の意思だけでやめることは難しい。青少年が喫煙などから脱却するためには、周りにいる大人の一人ひとりが青少年の気持ちを受け止め、十分なサポートを行う。また、治療が必要な依存症である場合が多いことを認識し、医療や保健の専門機関と連携して支援を行う。

(主な取組み内容)

家庭・学校・地域の大人が、青少年に向き合い、十分なサポートを行う。

依存症を克服するため、医療・保健機関と連携して支援に取り組む。